

埼玉県 浦和・大久保合同庁舎を活用した
NPO共同オフィス

運営団体募集要項

募集期間・提出方法・提出先

1 募集期間

平成20年1月18日(金)～平成20年2月13日(水)正午まで
郵送の場合は、平成20年2月12日(火)までに必着のこと

2 提出方法

直接持参又は郵送

3 提出先

埼玉県 総務部 NPO活動推進課 企画・推進担当(県庁第3庁舎3階)
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Eメール a2835-02@pref.saitama.lg.jp

埼玉県では、NPO活動推進施策の一環として、県の合同庁舎の一部をNPOの共同オフィスを運営する場所としてお貸しします（有料）。

これは、NPOが合同で活動する場所とし、NPO同士の有機的な連携や交流を促すと共に、「NPOがNPOを支援する場」の提供を目的とするものです。

施設を借り受け、複数のNPOが活動する拠点として運用する運営団体を募集しますので、希望する団体は以下の要領により応募してください。

運営する団体は応募書類による審査を経て決定します。

1 物件の概要及び賃貸料

(1) 名称 埼玉県浦和・大久保合同庁舎（1号館5階の一部）

(2) 住所 さいたま市桜区上大久保519番地1

(3) 構造等 鉄筋コンクリート5階建

(4) 賃貸面積 227㎡

(5) 賃貸料 年間約300万円（月額約25万円）

土地、建物の賃料の他に、電気、ガス、水道、空調、清掃、警備等の経費（以下「光熱水費」という。）を含みます。

前年度の光熱水費の実績等により賃貸料は毎年度改訂になります。

2 使用条件

(1) 基本条件 施設は、NPOを支援するための共同オフィスを運営するとともに、NPOを支援する活動のために使用するものとします。

ただし、上記の条件を妨げない範囲で、他の事業のために使用できるものとします。（事業内容はあらかじめ県に提出する運営計画に明記しなければなりません。）

(2) 使用期限 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間とします。

(3) 改修等 物件の躯体の修繕（雨漏り等）及び区画までの電気配線は県の負担で行い、それ以外の使用区画の間仕切り、設備の設置等は、県の許可を得て運営団体の負担で実施するものとします。なお、契約期間満了時に原状に復して明け渡していただきます。

(4) 備品等 使用区画内の備品、什器等は運営団体に準備していただきます。

(5) 諸経費等 電話設置費用（ルータ、ゲートウェイ、電話機）、電話通話料等は運営団体が負担します。なお、施設の使用に係る光熱水費、冷暖房費、消

防設備費、警備委託費、清掃委託費、廃棄物処理費、諸設備保守点検費は、年間の賃貸料に含まれます。

(6) 駐車場 敷地内の駐車場は、普通自動車3台(うち1台は身障者専用)までです。運営団体及び転貸する団体が主催する事業等への参加のための一般駐車場はありますが限りがあります。常態として駐車する場合は近隣の民間駐車場を利用させていただきます。

(7) 管理体制の整備

運営団体は自らの権利義務の範囲内で責任を負います。管理責任者の選任、緊急連絡網の作成、賠償責任保険の加入などの管理体制を整えていただきます。

(8) 土日・夜間等の利用

運営団体には利用区画の各部屋の鍵と警備のためのカードキーを貸与します。土日・夜間を含め、カードキーで警備を解除し、キーボックスを開けて部屋の鍵を受け取ることで時間の制約なく利用することができます。

(9) 転貸する団体の選定

転貸する団体の募集・選定にあたっては、広く公平かつ透明な方法を求めます。

(10) 県への報告

運営団体には、毎年度末に次の事項を記載した実績報告書の提出を求めます。報告書の提出にあたってはヒアリングを実施するとともに、埼玉県NPO懇話会に報告します。併せて、原則として一般に公表します。

- ・施設運用実績
- ・施設運営に係る収支計算書
- ・翌年度の運営計画書
- ・その他特記事項

(11) その他

庁舎利用にあたっては、迷惑行為の禁止、販売・募金の制限、危険物の持込禁止、火気使用の禁止などの埼玉県の指示に従っていただきます。

3 募集団体の資格要件（次のすべての項目に該当すること）

- (1) 特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人であること。
- (2) 平成 2 0 年 1 月 1 日現在、埼玉県内に事務所を置いており、団体に 1 年以上の活動実績があること。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的としないこと。
- (4) その他、特定非営利活動促進法に違反していないこと。

4 応募に必要な書類

1	施設運営団体申込書
2	施設運営計画書
3	施設運営計画図面
4	施設運営に係る収支予算書
5	団体概要
6	定款
7	事業報告書等（ 1 ）
8	役員名簿（ 2 ）

- 1 特定非営利活動促進法第 2 9 条に基づく書類のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を直近 3 年度分（法人設立後間もなく事業期間が 3 年間に満たない場合は、事業実績のある期間）。
- 2 応募書類提出時における最新のもの。応募書類提出後に変更があった場合は直ちに報告してください。
- 3 応募書類は原則として返却しません。なお、提出期限後の差し替え、再提出は原則として認めません。
- 4 提出部数は各 2 部 + 電子データ（定款、事業報告書等、役員名簿は電子データでの提出を省略できます。）

5 提出方法等

(1) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 NPO活動推進課 企画・推進担当

(埼玉県庁第3庁舎3階)

電話 048-830-2839

Eメール a2835-02@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出方法

直接持参又は郵送

(必ず電子データを添えて提出してください。)

(3) 提出期間

平成20年1月18日(金)～平成20年2月13日(水)正午まで

郵送の場合は、平成20年2月12日(火)までに必着のこと

6 審査・決定方法等

(1) 審査・決定方法

提出された書類に基づき埼玉県NPO懇話会において審査し、最も優れた内容と認められる団体を県が決定します。

(2) 審査基準

項目	主な内容
計画の妥当性	募集要項に合致しているか
公平性・透明性	運営にあたり公平性、透明性が確保されているか
実現可能性	実行可能な計画か
経費の適正性	経費が適切に計上されているか
実施体制	確実に実施するために十分な組織体制があるか

(3) 不明な点のヒアリング

提出された書類の内容について不明な点がある場合、審査に先立って県によるヒアリングを行う場合があります。ヒアリングの結果は審査に反映します。

(4) 審査委員について

審査は埼玉県NPO懇話会委員により行います。(なお、審査過程は非公開です。)

(5) 結果の通知等について

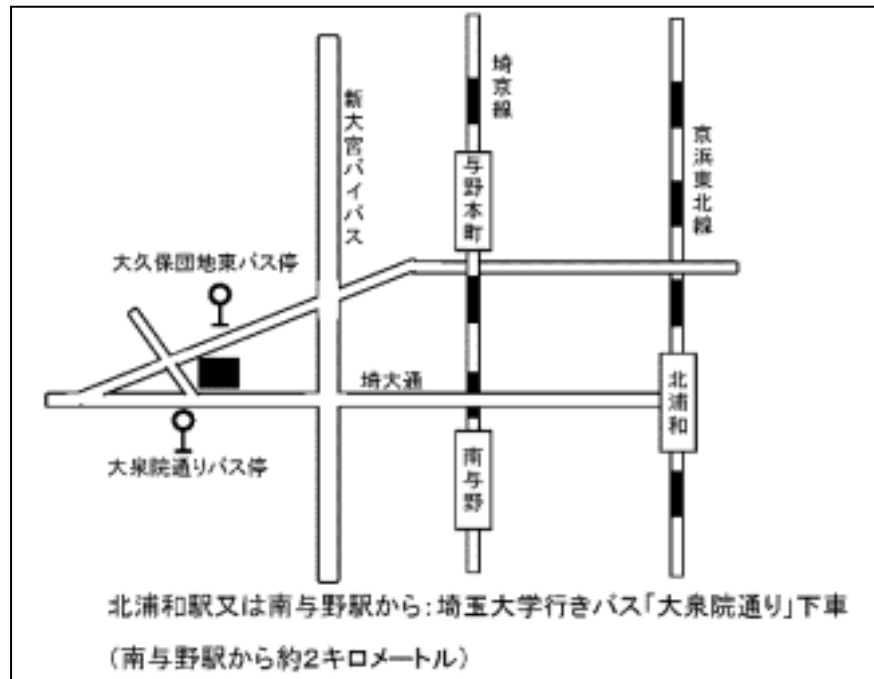
結果は当落にかかわらず応募団体に郵送で通知します。また、埼玉県NPO情報ステーションにおいて公表します。

7 現地説明会

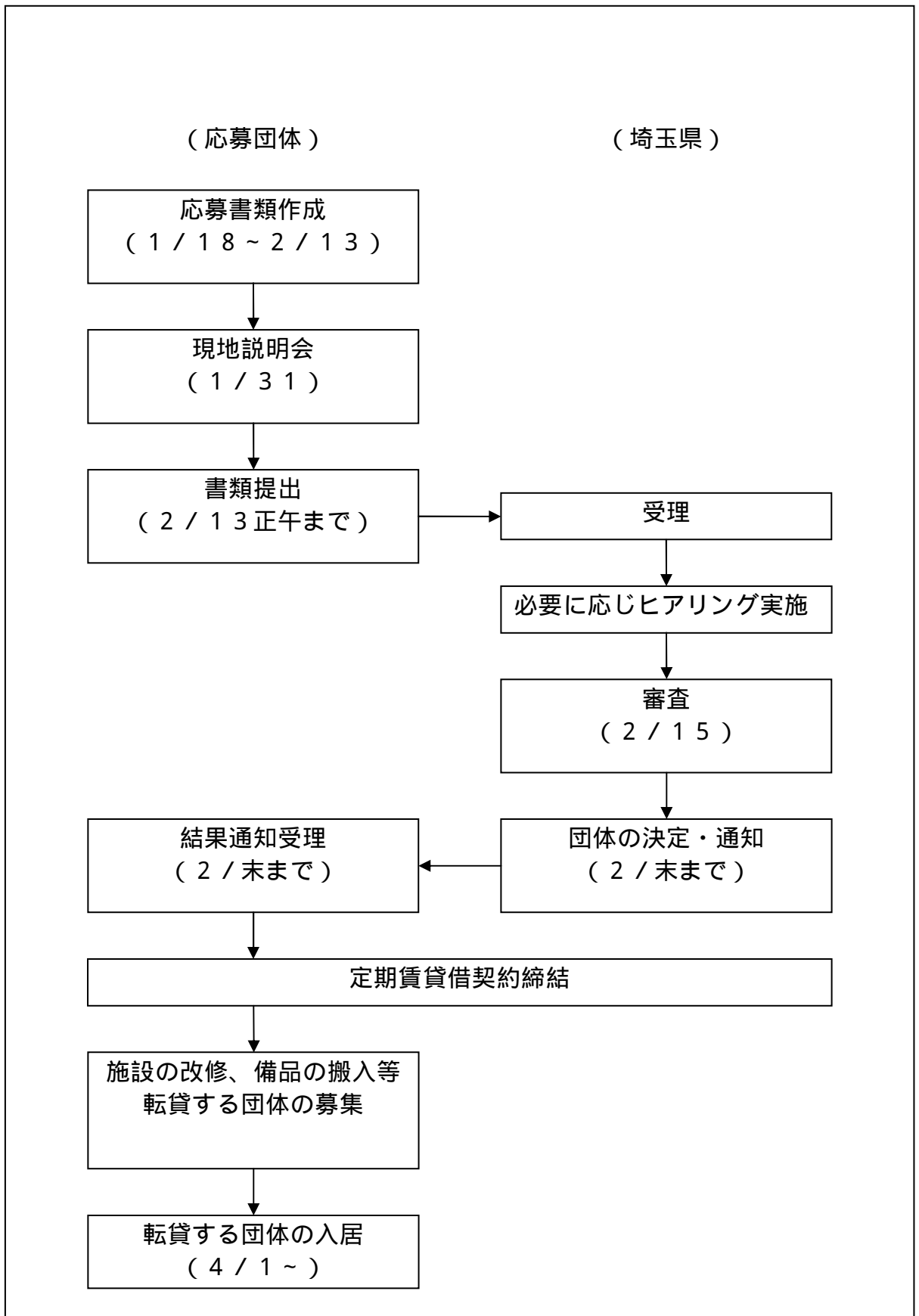
次の日程により、現地説明会を開催します。

平成20年1月31日(木)午後2時 現地集合(約1時間)

参加を希望する団体は、平成20年1月25日(金)正午までに埼玉県NPO活動推進課に御連絡下さい。(電話048-830-2839)



8 スケジュール



9 その他

(1) 契約の締結

決定した団体は、指定期日までに県との定期賃貸借契約を締結していただきます。(契約の締結に要する費用は団体の負担になります。)

詳細については、決定団体あての通知でお知らせします。

(2) 質問について

本要項についての質問は、電話、来訪、電子メールにより平成20年2月8日(金)正午まで受け付けます。質問内容及び回答内容については、埼玉県情報ステーションに掲載します。

(3) 申込に関する費用負担

申込に要する費用は、全て申込者の負担となります。

申込書等の提出・お問い合わせは

埼玉県 総務部 NPO活動推進課 企画・推進担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2839 (直通)

FAX 048-830-4751

Eメール a2835-02@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.saitamaken-npo.net/>